

諸外国・地域の規制措置(9月15日現在)

- ・掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、農林水産省は利用者が当ホームページの情報をを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。
- ・各国・地域の詳細な規制内容については、掲載した各国政府HP等を御参考に、各国の政府機関へ御確認して下さい。
- ・各国・地域から求められる政府作成の各種証明の取扱については、輸出国との間で発行条件等に関する協議が整い次第、順次当ホームページに掲載します。

① 日本のすべての又は一部の食品につき輸入停止／他の食品につき証明書を要求

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
韓国	福島	ほうれんそう、かきな等、梅、ゆず、原乳、きのこ類、たけのこ、青わらび、こうなご、やまめ、飼料	輸入停止		駐日大韓民国大使館（経済部） 電話 03-3225-8667 E-mail economic_jp@mofat.go.kr (問い合わせ時には、住所、電話番号、E-mailアドレスを添えること)	○食品医薬品安全庁：生鮮及び加工食品（畜水産物を除く） http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56 ○農林水産食品部：畜水産物 http://www.maf.go.kr/main.jsp ○水産物品質検査院釜山支院：水産物 http://cafe.daum.net/nfisbusan
	群馬、栃木	ほうれんそう、かきな、茶、飼料				
	茨城	ほうれんそう、かきな等、茶、原乳、飼料				
	千葉	ほうれんそう、かきな等、茶				
	神奈川	茶				
	福島、群馬、栃木、茨城、千葉、宮城、山形、新潟、長野、埼玉、神奈川、静岡、東京（13都県）	上記県産品目を除く全ての食品	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求	3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明を要求		
	13都県以外	全ての食品	政府作成の産地証明書を要求			
中国	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、新潟、長野、埼玉、東京、千葉（10都県）	全ての食品、飼料	輸入停止	・日本産食品の海外輸出業者又は代理業者は、登録が必要 ・日本産食品の中国輸入業者に対し、輸入及び販売記録制度の導入	駐日中国大使館 経済商務処 電話 03-3440-2011 FAX 03-3446-8242	
	10都県以外	野菜及びその製品、乳及び乳製品、茶葉及びその製品、果物及びその製品、薬用植物産品	政府作成の放射性物質の検査証明書及び産地証明書（産出県）を要求			
		水産物	上記に加え、中国輸入業者に産地・輸送経路を記した検疫許可申請を要求			
		その他の食品・飼料	政府作成の産地証明書（産出県）を要求			
ブルネイ	福島、東京、埼玉、栃木、群馬、茨城、千葉、神奈川（8都県）	加工食品、農産品、鮮魚	輸入停止		駐日ブルネイ・ダルサラーム国大使館 電話：03-3447-7997	
	8都県以外		政府作成の放射性物質の検査証明書及び産地証明書を要求			
ニューカレドニア	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉（12都県）	全ての食品、飼料	輸入停止	3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明を要求		ニューカレドニア http://www.gouv.nc/
	12都県以外	全ての食品、飼料	産地証明（産地県）を要求			
アラブ首長国連邦	47都道府県	生鮮食品	輸入停止		駐日アラブ首長国連邦大使館 電話 03-5489-0804	
		その他の食品	政府又は指定検査機関作成の放射性物質の検査証明書を要求			
イラク	47都道府県	全ての食品	輸入停止		駐日イラク大使館 電話 :03-5449-3231	
クウェート	47都道府県	全ての食品	輸入停止		駐日クウェート大使館 電話 :03-3455-0361	
サウジアラビア	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉（12都県）	全ての食品	輸入停止		駐日サウジアラビア王国大使館 電話 03-3589-5241	
	12都県以外	全ての食品	放射性物質の検査証明書を要求 サウジアラビアにてサンプル検査			
レバノン	福島、群馬、栃木、茨城、千葉、神奈川（6県）	左記県における出荷制限品目	輸入停止		駐日レバノン大使館 電話 03-5114-9950	
	47都道府県	上記県産品目を除く全ての食品	放射性物質の検査証明書を要求 レバノンにて検査を実施			
エジプト	47都道府県	全ての食品、植物、植物製品等	輸入停止	3月11日以降に日本から出荷されたもの	駐日エジプト大使館 電話 03-3770-8022	
		植物の種及び苗	エジプトにて検査を実施（エジプト政府の委員会によるリセス終了まで、手続停止中）			

② 日本のすべての食品につき証明書を要求

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
インドネシア	4 7 都道府県	加工食品、ミネラルウォーター	政府又は指定検査機関作成の放射性物質の検査証明書を要求	証明がない場合はインドネシアにて全ロット検査	駐日インドネシア大使館 電話 03-3441-4201 FAX 03-3447-1697	
		牛乳・乳製品、食肉及びその製品、穀物、生鮮果実、生鮮野菜	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求			
		水産物、養殖用薬品、えさ	放射性物質の検査証明書を要求	証明がない場合はインドネシアにて検査		
タイ	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、東京、千葉、神奈川、静岡（9 都県）	全ての食品（食品添加物等は対象外。）	タイの省令で規定された検査機関作成の放射性物質の検査報告書を要求	3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明を要求	駐日タイ王国大使館 電話 03-6661-3844 FAX 03-3791-1400 E-mail agrithai@extra.ocn.ne.jp	
	9 都県以外		政府作成の産地証明書又は商工会議所作成の原産地証明書（産出県が記載されたもの）を要求			
マレーシア	福島、群馬、茨城、栃木、宮城、神奈川、千葉（7 県）	全ての食品	政府作成の産地証明書を要求 マレーシアにて全ロット検査	3月11日より前に収穫・加工した食品については、日付証明を要求	駐日マレーシア大使館 電話 03-3476-3840	
	7 県以外		政府作成の産地証明書を要求			
ブラジル	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉（1 2 都県）	全ての食品	政府作成の放射性物質の検査証明書（ポルトガル語翻訳付き）を要求	3月11日より前に製造・梱包した食品は、日付証明を要求（ポルトガル語翻訳付き）	駐日ブラジル大使館 電話 03-3404-5211	
	1 2 都県以外		政府作成の産地証明（ポルトガル語翻訳付き）を要求			
EU	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、長野、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川、静岡（1 2 都県）	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求 輸入国にてサンプル検査	3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明を要求	(EU) 右記ホームページを参照	英語 http://www.deljpn.ec.europa.eu/modules/world/afs/faq/?ml_lang=en 日本 http://www.deljpn.ec.europa.eu/modules/world/afs/faq/?ml_lang=jp
	1 2 都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の産地証明（産出県）を要求 輸入国にてサンプル検査			
スイス、リヒテンシュタイン	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、長野、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川、静岡（1 2 都県）	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求 輸入国にてサンプル検査	3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明を要求	駐日スイス大使館 電話 03-5449-8400	
	1 2 都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の産地証明（産出県）を要求 輸入国にてサンプル検査			
ノルウェー	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川（1 3 都県）	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求 輸入国にてサンプル検査	3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明を要求	駐日ノルウェー大使館 電話 03-6408-8100	
	1 3 都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の産地証明（産出県）を要求 輸入国にてサンプル検査			
アイスランド	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川（1 3 都県）	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求 輸入国にてサンプル検査	3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明を要求	駐日アイスランド大使館 電話 03-3447-1944	
	1 3 都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の産地証明（産出県）を要求 輸入国にてサンプル検査			
仏領ポリネシア	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、長野、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川、静岡（1 2 都県）	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求	3月11日より前に収穫・加工されたことを示す証明書を要求	駐日オマーン大使館 電話 03-5468-1088	仏領ポリネシア http://www.presidence.pf/
	1 2 都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の産地証明（産出県）を要求			
オマーン	4 7 都道府県	全ての食品	政府又は国際機関作成の放射性物質の検査証明書を要求			
		生鮮食品、果実、ミルク（粉ミルクを含む）	上記に加え、オマーンにてサンプル検査を実施			
カタール	4 7 都道府県	全ての食品	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求		駐日カタール大使館 電話 03-5475-0611	
バーレーン	4 7 都道府県	全ての食品	放射性物質の検査証明書を要求		駐日バーレーン王国大使館 電話 03-3584-8001	
コンゴ民主共和国	4 7 都道府県	全ての食品及び農業加工品	放射性物質の検査証明書等を要求		駐日コンゴ民主共和国大使館 電話 03-5820-1579	
モロッコ	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川（1 3 都県）	全ての食品及び飼料	政府又は指定検査機関作成の放射性物質の検査証明書を要求	3月28日以前に日本を出港し、且つ、3月11日以前に収穫・加工されたものは規制の対象外	駐日モロッコ王国大使館 電話 03-5485-7171	
	1 3 都県以外	全ての食品及び飼料	政府作成の産地証明書を要求			

③ 日本の一部食品につき輸入停止又は証明書を要求

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP	
シンガポール	福島、群馬、栃木、茨城（４県）	食肉・牛乳・乳製品・野菜・果実とその加工品、水産物	輸入停止	3月11日より前に収穫・製造した食品については日付証明を要求 放射性物質が検出された場合、通関不可	シンガポール農食品獣医庁(Agri-Food &Veterinary Authority of Singapore) Quarantine & Inspection Department Tel: +[65]6227 0670 Fax: +[65]6227 6305 Email: ava_email@ava.gov.sg	○Agri-Food &Veterinary Authority of Singapore http://www.ava.gov.sg/	
	千葉、東京、神奈川、埼玉（４都県）	野菜・果実とその加工品					
		食肉・牛乳・乳製品、水産物	政府作成の産地証明（産地県）又は商工会議所の産地証明（サイン証明）を要求 シンガポールにてサンプル検査				
	上記以外の道府県	食肉・牛乳・乳製品・野菜・果実とその加工品、水産物					
香港	福島、群馬、栃木、茨城、千葉（５県）	野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク	輸入停止		香港政府経済貿易代表部 電話 03-3556-8980 FAX 03-3556-8968 E-mail tokyo_enquiry@hketotyo.gov.hk	○香港経済貿易代表部(東京) http:www.hketotyo.gov.hk/	
		食肉(卵を含む)、水産物	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求				
		加工食品	香港にてサンプル検査				
	５県以外	全ての食品					
マカオ	福島、群馬、栃木、茨城、千葉、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京（１２都県）	全ての食品	輸入停止				
台湾	福島、群馬、栃木、茨城、千葉（５県）	全ての食品	輸入停止		台北駐日経済文化代表処 電話 03-3280-7884 FAX 03-3280-7928 E-mail economy@roc-taiwan.org		
	５県以外	野菜・果実、水産物、海藻類、乳製品、ミネラルウォーターなどの飲料水、ベビーフード	台湾にて全ロット検査				
		加工食品	台湾にてサンプル検査				
フィリピン	福島、茨城（２県）	牛乳・乳製品（チョコレート、クッキーを含む）、飼料、野菜・果実、植物、種苗等	放射性物質の検査証明書を要求		駐日フィリピン大使館 電話 03-5562-1600		
	２県以外		産地証明書を要求				
	４７都道府県	加工食品	フィリピンにてサンプル検査				
		水産品	フィリピンにて全ロット検査（放射性物質の検査証明書があれば検査を省略）				
ベトナム	福島、茨城、栃木、千葉（４県）	加工・包装食品	政府又は指定機関作成の放射性物質の検査証明書を要求 ベトナムにてサンプル検査	証明がなければベトナムにて全ロット検査	駐日ベトナム大使館 電話 03-3466-3311		
	４県以外		政府又は指定機関作成の放射性物質の検査証明書を要求	証明がなければベトナムにてサンプル検査			
	福島、茨城、栃木、群馬、新潟、山形（６県）	生鮮食品	ベトナムにて全ロット検査				
	６県以外		ベトナムにてサンプル検査				
米国	福島	ほうれんそう、かきな、原乳、きのこ、イカナゴの稚魚、たけのこ、ごごみ、アユ、ウグイ、ヤマメ等	輸入停止		駐日米国大使館 電話 03-3224-5000	○米国食品医薬品局(FDA)： ・Import Alert http://www.accessdata.fda.gov/cms_ia/importalert_621.html ・Questions about Food Safety http://www.fda.gov/NewsEvents/PublicHealthFocus/ucm247403.htm#importjapan	
	栃木	ほうれんそう、茶					
	茨城、神奈川、群馬、千葉	茶					
	福島、栃木、茨城（３県）	牛乳・乳製品、野菜・果実とその加工品（上記を除く）	放射性物質の検査証明書を要求				放射性物質の検査証明については、米国内の検査機関によることも可
		上記以外の食品、飼料	米国にてサンプル検査				
	３県以外	食品、飼料					

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
エクアドル	福島、群馬、栃木、茨城、千葉、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京（１２都県）	農畜产品及びその副産品	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求	3月11日より前に収穫処理された製品については、日付証明を要求	駐日エクアドル大使館 電話 03- 3499-2800/03- 3498-3984 FAX 03- 3499-4400	
	１２都県以外		政府作成の産地証明書を要求			
チリ	４７都道府県	穀物、植物の根、塊茎、野菜、果実、肉、肉製品、魚介類・それらの派生品、牛乳・乳製品、幼児用食品	放射性物質の検査証明書を要求		駐日チリ共和国大使館 電話 03-3769-0551/03-3769-0755	
ロシア	福島、群馬、栃木、茨城、東京、千葉（６都県）	全ての食品	輸入停止	-----	駐日ロシア大使館 電話 03-3583-4224 / 03-3583-5982 Fax 03-3505-0593	
	６都県以外		ロシアにて検査			
	242施設（青森、岩手、宮城、福島、山形、茨城、千葉、新潟県に所在する施設）	水産品・水産加工品	輸入停止			

④ 検査強化

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
インド	４７都道府県	全ての食品	インドにてサンプル検査		駐日インド大使館 電話 03-3262-2391 FAX 03-3234-4866 E-mail embassy@indembjp.org	
ネパール	４７都道府県	全ての食品	ネパールにてサンプル検査		駐日ネパール大使館 電話 03-3713-6241	
パキスタン	４７都道府県	全ての食品	パキスタンにてサンプル検査（放射性物質の検査証明書があれば検査を省略）		駐日パキスタン大使館 電話 03-5421-7741	
ミャンマー	４７都道府県	全ての食品	ミャンマーにて検査	ヤンゴン港及びヤンゴン国際空港でのみ実施	駐日ミャンマー大使館 電話 03-3441-9291 FAX 03-3447-7394	
豪州	福島、群馬、栃木、茨城、千葉（５県）	牛乳・乳製品、野菜・果実、水産物	豪州にてサンプル検査		駐日オーストラリア大使館 電話 03-5232-4111	○豪州・NZ食品基準機関(FSANZ) http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/factsheets/factsheets2011/safetyoffoodfromjapa5110.cfm
	宮城、山形、新潟、長野、埼玉、東京、神奈川、静岡（８都県）	野菜				
ニュージーランド	福島、群馬、栃木、茨城、千葉、宮城（６県）	牛乳・乳製品、食肉、野菜・果実、茶、海藻等	検査強化		駐日ニュージーランド大使館 電話 03-3467-2271	ONZ農林省食品安全庁 http://www.foodsafety.govt.nz/
	埼玉、東京、神奈川、静岡、山梨（５都県）	茶				
	新潟、山形、長野（３県）	ケースバイケースで判断	輸入業者、通関業者が産地を自己申告すれば、通常の輸入検査			
	４７都道府県	牛乳・乳製品、食肉、野菜・果実、水産物、キノコ、茶、米・穀物、大豆・大豆製品、紅ショウガ、ワサビ等（14都県の上記除く）				
ウクライナ	４７都道府県	全ての食品	ウクライナにて検査		駐日ウクライナ大使館 電話 03-5474-9770	
イラン	４７都道府県	全ての食品	イランにてサンプル検査		駐日イラン・イスラム共和国大使館 電話 03-3446-8011	

⑤ その他（規制措置の完全解除）

カナダ （これまで右の措置を講じていたが、6月13日から全て解除）	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉（１２都県）	全ての食品、飼料（原材料を含む）	政府又は指定検査機関作成の放射性物質の検査証明書を要求（3月11日より前に収穫・製造した食品については、その旨を証明できれば上記は不要） カナダにてサンプル検査	適切な書類がないものは、通関を認めてよいか判断するため、当局によって留置・検査を実施	駐日カナダ大使館 電話 03-5412-6200	○食品検査庁 http://www.inspection.gc.ca/english/fssa/imp/eartere.shtml
	１２都県以外		取扱業者作成の産出県、保管場所等の証明を要求 カナダにてサンプル検査			